

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第10号**

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動別表細目」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動後別表細目」という。）が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動後別表細目に対応する移動別表細目が存在しない場合には、当該移動後別表細目（以下「追加別表細目」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示及び追加別表細目を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事務	市町村等	事務	市町村等
略		略	
1の5 鳥取県専修学校等奨学資金の貸与のための規則に基づく事務のうち、別に規則で定めるもの	略	1の5 <u>同和関係者の子等に対する資金</u> の貸与のための規則に基づく事務のうち、別に規則で定めるもの	略
略		略	
2の2 旅券法（昭和26年法律第267号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（急を要する場合その他規則で定める場合に係るものを除く。） (1)～(11) 略	<u>境港市及び日野郡の町</u>	2の2 旅券法（昭和26年法律第267号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（急を要する場合その他規則で定める場合に係るものを除く。） (1)～(11) 略	日野郡の町
2の3 旅券法施行規則（平成元年外務省令第11号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（急を要する場合その他規則で定める場合に係るものを除く。） (1)及び(2) 略	<u>境港市及び日野郡の町</u>	2の3 旅券法施行規則（平成元年外務省令第11号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（急を要する場合その他規則で定める場合に係るものを除く。） (1)及び(2) 略	日野郡の町
略		略	
8の3 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)及び(2) 略	鳥取市、境港市、八頭郡の町並びに	8の3 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)及び(2) 略	鳥取市、境港市、八頭郡の町並びに

	東伯郡湯梨浜町、 琴浦町及 び北栄町		東伯郡湯梨浜町及 び北栄町
8の4 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成7年政令第26号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(3) 略	鳥取市、 境港市、 八頭郡の 町並びに 東伯郡湯梨浜町、 琴浦町及 び北栄町	8の4 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成7年政令第26号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(3) 略	鳥取市、 境港市、 八頭郡の 町並びに 東伯郡湯梨浜町及 び北栄町
8の5 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成7年厚生省令第33号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(3) 略	鳥取市、 境港市、 八頭郡の 町並びに 東伯郡湯梨浜町、 琴浦町及 び北栄町	8の5 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成7年厚生省令第33号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(3) 略	鳥取市、 境港市、 八頭郡の 町並びに 東伯郡湯梨浜町及 び北栄町
略		略	
9 水道法（昭和32年法律第177号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(5) 略 (6) <u>第34条第1項において準用する第24条の3第2項の規定による業務の委託又は委託の失効の届出の受理</u> (7) 略 (8) 略 (9) 略 (10) 略 (11) 略 (12) 略	略	9 水道法（昭和32年法律第177号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(5) 略 (6) 略 (7) 略 (8) 略 (9) 略 (10) 略 (11) 略	略
9の2 浄化槽法（昭和58年法律第43号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(16) 略	倉吉市、 岩美郡岩美町、 <u>八頭郡八頭町</u> 、東伯郡湯梨浜町及び琴浦町並びに日野郡日野町	9の2 浄化槽法（昭和58年法律第43号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(16) 略	倉吉市、 岩美郡岩美町、東伯郡湯梨浜町及び琴浦町並びに日野郡日野町
略		略	
24 商工会法第60条の規定により都道府	鳥取市及	24 商工会法第60条の規定により都道府	鳥取市、

県が処理する事務に関する政令（昭和35年政令第149号）の規定により処理することとされている商工会法（昭和35年法律第89号）に基づく事務のうち、商工会に係るもの	び各町	県が処理する事務に関する政令（昭和35年政令第149号）の規定により処理することとされている商工会法（昭和35年法律第89号）に基づく事務のうち、商工会に係るもの	米子市、 倉吉市及 び各町村
略		略	
24の4 農地法（昭和27年法律第229号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの （1）～（7） 略	鳥取市、 倉吉市、 岩美郡岩 美町、八 頭郡の町 並びに東 伯郡の町	24の4 農地法（昭和27年法律第229号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの （1）～（7） 略	鳥取市、 倉吉市、 岩美郡岩 美町、八 頭郡の町 並びに東 伯郡三朝 町、湯梨 浜町及び 北栄町
略		略	

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた申請等に対する改正後の鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（以下「新条例」という。）別表2の2の項、2の3の項、8の3の項、8の4の項、8の5の項、9の2の項及び24の4の項に掲げる許可等の処分その他の行為（以下「移譲事務」という。）については、なお従前の例による。

3 施行日前に知事又はその委任を受けた者が行った移譲事務は、新条例第2条の規定により事務を処理する市町村の行った移譲事務とみなす。前項の規定により知事又はその委任を受けた者が行う移譲事務についても、同様とする。